

(4) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動)

当社は、2021年10月1日を効力発生日として、会社分割（簡易新設分割）による方法で、UBEエラストマー株式会社を新たに設立し、当社の合成ゴム事業を承継させております。これにより、UBEエラストマー株式会社については、当第3四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。

なお、UBEエラストマー株式会社は当社の特定子会社に該当しております。

(四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる会社については、法定実効税率を使用する方法により計算した金額を計上しております。

なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

## (会計方針の変更)

## (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な変更点は次のとおりです。

## 1. 代理人取引に係る収益認識

一部の取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割(本人又は代理人)が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

## 2. 一定期間にわたり充足される履行義務に係る収益認識

従来は工事完成基準を適用していた契約のうち、履行義務が一定期間にわたり充足されるものについては、期間がごく短い場合を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法については、見積総原価に対する発生原価の割合に基づくインプット法を用いております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、第1四半期連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、第1四半期連結会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は61,998百万円、売上原価は61,925百万円、販売費及び一般管理費は133百万円それぞれ減少し、営業利益は60百万円増加し、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は66百万円それぞれ減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は648百万円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、第1四半期連結会計期間より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

## (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(セグメント情報等)

I 前第3四半期連結累計期間(自2020年4月1日 至2020年12月31日)  
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	化学	建設資材	機械	その他	計		
売上高							
外部顧客への 売上高	177,553	206,567	53,479	1,353	438,952	—	438,952
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,154	5,828	1,066	961	10,009	△10,009	—
計	179,707	212,395	54,545	2,314	448,961	△10,009	438,952
セグメント利益 (営業利益)	1,586	11,055	1,065	310	14,016	△189	13,827

(注1) セグメント利益の調整額△189百万円には、セグメント間取引消去△34百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△155百万円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費等です。

(注2) セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第3四半期連結累計期間(自2021年4月1日 至2021年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	化学	建設資材	機械	その他	計		
売上高							
外部顧客への 売上高	247,080	158,385	69,878	1,280	476,623	—	476,623
セグメント間の内部 売上高又は振替高	599	3,048	884	1,196	5,727	△5,727	—
計	247,679	161,433	70,762	2,476	482,350	△5,727	476,623
セグメント利益 (営業利益)	26,034	3,510	3,204	370	33,118	△276	32,842

(注1) セグメント利益の調整額△276百万円には、セグメント間取引消去42百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△318百万円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費等です。

(注2) セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項  
(会計方針の変更)

会計方針の変更に記載のとおり、第1四半期連結会計期間の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の測定方法を同様に変更しております。

この結果、従来の方法に比べて、当第3四半期連結累計期間におけるセグメントごとの売上高は、「化学」で7,134百万円、「建設資材」で57,627百万円、「その他」で3百万円それぞれ減少し、「機械」で2,766百万円増加しております。また、セグメント利益は「機械」で131百万円増加し、「化学」で60百万円、「建設資材」で9百万円、「その他」で2百万円それぞれ減少しております。